

【機密性2】

令和7年2月6日～7日開催 実務協議会（冬季）

配布資料（民事局・行政局）

「民事・行政事件の現状と課題」

目 次 【運用改善編】

※下線部分につき Ctrl キーを押しながらクリックするとリンク先が表示されます。

1 民事訴訟手続等のデジタル化について

- (1) 民事訴訟手続のデジタル化
- (2) 民事執行・民事保全・倒産手続等のデジタル化

2 地方裁判所の民事事件について

- (1) 民事通常訴訟事件を取り巻く最近の状況
- (2) 民事訴訟の審理運営の改善

3 簡易裁判所の民事事件について

- (1) 民事訴訟
- (2) 民事調停
- (3) 地方裁判所と簡易裁判所の連携と役割分担

4 倒産事件について

- (1) 事務処理の合理化等
- (2) 管財人等の育成

5 民事執行事件について

- (1) 新たな制度への対応
- (2) 事実処理の合理化等
- (3) 執行官をめぐる状況

6 地方裁判所の行政事件及び国家賠償事件について

7 労働関係事件について

- (1) 労働関係事件をめぐる動向と審理運営上の課題
- (2) 労働審判員に対する研修の実施
- (3) 労働審判事件取扱支部の拡大
- (4) 適切な解決機関及び解決手続の選択の促進

8 知的財産権関係事件について

- (1) 知的財産権関係事件をめぐる動向
- (2) 国際交流・情報発信

【機密性 2】

1 民事訴訟手続等のデジタル化について

(1) 民事訴訟手続のデジタル化

民事訴訟手続のデジタル化については、民事訴訟手続の全面的なデジタル化に関する規律を定めた民事訴訟法等の一部を改正する法律が成立し、令和4年5月25日に公布されました。改正法の内容は段階的に施行することとされており、いわゆるフェーズ2のうち、双方不出頭の弁論準備手続期日等については令和5年3月1日、ウェブ会議の方法による口頭弁論については令和6年3月1日に施行され、フェーズ3に当たる訴訟記録の電子化等については、公布の日から起算して4年以内に施行される予定となっています。

ア ウェブ会議の運用

裁判所では、フェーズ1として、令和2年2月に、ウェブ会議等のITツールを活用した争点整理の運用を一部の庁で開始した後、運用庁を順次拡大して、現在は、全国の裁判所で広く運用が実施されています。

令和6年1月からは、全国の簡易裁判所でのウェブ会議の運用も開始し、また、前記のとおり、同年3月からは、ウェブ会議の方法による口頭弁論も開始しており、確実に実施件数が増えています。全国の裁判所における、ウェブ会議の方法による口頭弁論が開始されてから間もなく1年がたち、各庁において実績が蓄積されているところと思われますが、ウェブ会議の方法による口頭弁論については、実施場所や期日指定の在り方、具体的な接続・機器配置のノウハウ等も含め、留意や検討を要する点がいまだ少なくなく、円滑かつ安定した運用を維持できるよう、今後も運用の在り方を検討していく必要があります。

イ m i n t s の運用

民事訴訟法132条の10等に基づき、準備書面、書証の写し等の裁判書類の電子提出を可能にするためのシステム（民事裁判書類電子提出システム、通称「m i n t s（ミンツ）」）は、令和4年4月、甲府地方裁判所及び大津地方裁判所で運用を開始した後、運用開始庁を徐々に拡大して、現在は、支部も含めた全国の高裁・地裁で運用が実施されています。m i n t sの運用は、将来のフェーズ3に向けた準備としての意味合いを有しており、改正法の全面施行後は電子提出が義務付けられる訴訟代理人（弁護士）にとっては、m i n t sによる電子提出の方法に習熟することが望ましいといえます。m i n t sは、規則上、当事者双方に委任を受けた訴訟代理人があり、その双方がm i n t sの利用を希望する場合には、当然に利用が認められることとなっており、各庁においては、訴訟代理人に対してm i n t sの利用希望を積極的に聴取するなどしつつ、m i n t sを

【機密性2】

利用した手続の経験を蓄積していくことが重要と考えられます。

ウ 改正法の全面施行に向けた準備

改正法の内容を踏まえて、民事訴訟手続の全面デジタル化を実現するためのシステムの全体構想（T r e e e S）を段階的に進めていくために、令和4年4月から法改正を経ることなく実現可能な裁判所職員向けのe事件管理部分（R o o o t S）の開発を行ってきたところですが、令和6年7月16日、一部の裁判所（最高裁、広島及び札幌の高地家裁（本庁）及び簡裁）で先行してR o o o t Sが導入され、本年1月6日からは全庁に導入されたところです。

一方、書面等のオンライン提出や訴訟記録の電子化を実現する国民・裁判所職員向けのe提出・e記録管理部分についても、令和5年4月から開発を行っていますが、T r e e e S開発の遅延リスクをできる限り低減するために、運用開始当初に必ず盛り込むべきものとその後の改修等で対応すべきものを具体的に選別しながら、開発を進めているところです。また、令和5年12月からはR o o o t Sについて、フェーズ3においてT r e e e Sと連携させるための改修を進めています。

あわせて、T r e e e Sでの改正法の全面施行を念頭に置きつつも、改正法の施行までの準備期間を十分にとり、習熟期間を十分に確保する観点から、現在、訴え提起等の新規申立てや申立手数料の電子納付に関する機能を追加する改修を行っているm i n t sでの改正法の全面施行も検討しています。改正法施行時にいずれのシステムを利用することとするかについては、両システムの開発・改修状況等を踏まえ、今後、近い時期に説明する予定です。

また、フェーズ3に対応するための民事訴訟規則等の一部を改正する規則が成立し、令和6年9月17日に公布されました。フェーズ3に向けては、改正法・改正規則やシステムの仕様を踏まえて、手続の各局面における具体的な運用の方向性について議論し、まずは、裁判所の内部においてその運用イメージを共有し、弁護士会との間でもこれを共有していくことが重要であると考えられます。

(2) 民事執行・民事保全・倒産手続等のデジタル化

民事執行・民事保全・倒産手続等のデジタル化については、民事訴訟手続と同様のデジタル化を内容とする「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立し、令和5

【機密性 2】

年6月14日に公布されました。同法律は、原則として公布の日から起算して5年以内に施行されることとされています。

現在のところ、執行、倒産及び過料手続については、民事訴訟のシステムとは別に新システムの開発を行う予定です。

なお、同法律には、民事執行の手続における債務名義が電磁的記録である場合のその提出の省略に関する規定や、財産開示期日・配当期日及び倒産手続における債権者集会等の期日におけるウェブ会議の利用に関する規定等、民事訴訟法等の一部を改正する法律の全面施行の施行日と同じ日に先行して施行される規定がありますので、これらの先行施行に対応するために、運用の在り方の検討等の準備を進めていく必要があります。

2 地方裁判所の民事事件について

(1) 民事通常訴訟事件を取り巻く最近の状況

近時の社会情勢の変化、情報通信技術の進展、価値観の多様化等を背景として、裁判所の判断が国民の社会経済活動等に大きな影響を与える訴訟が増え、裁判所の審理判断に対する国民の関心と期待は高まっています。また、近年、客観的にみると、平均審理期間（特に争点・証拠整理期間）の長期化が顕著となっています。

このような中で、裁判所としては、判断自体の適正さや手続保障は当然のこととして、当事者及び社会に対して説得力のある判断を、合理的な期間内で提供し、全体として裁判の質を向上させていく必要があります。

現在、民事訴訟手続のデジタル化の取組が進んでいるところですが、民事訴訟手続のデジタル化は、現状の手続にITツールを導入するのにとどまらず、これを契機に、審理判断の合理化・効率化を含めた審理運営の改善を図り、より適正かつ迅速で質の高い裁判の実現を目指すべきものです。

(2) 民事訴訟の審理運営の改善

上記の要請に的確に応え、改正法の全面施行（フェーズ3）に向けて、現在の民事訴訟の審理運営が抱える課題を克服し、民事訴訟法が志向する争点中心型の審理を実現するためには、裁判所と当事者との間で、序盤の口頭協議により、主要事実レベルの争点や今後の主張立証の見通しを確認し、審理の土俵を共有するとともに、審理の中盤では、序盤の結果を活用し、判決の結論や理由の道筋を意識して、判断対象を確認・共有した上で、判断に必要な範囲で主張立証を促すなどして、当事者との適切な役割分担の下で、核心を捉えたコンパクトな審理判断を目指すことが重要です。また、どのような審理手法が有効かは、事件・場面・代理人・裁判官によって異なるものであるため、各裁判官において、その審理運営上の手法を実践するとともに、その効果等の結果を広く共有し、各部・各庁において、具体的に意見交換をし

【機密性2】

ていくことも必要です。

そして、争点整理は判決をするために行うものであるため、ゴールである判決書に記載すべき必要十分な情報が何かについて検討・議論することは、核心を捉えたコンパクトな審理判断を実現する上で極めて重要です。司法研究報告書「民事第一審訴訟における判決書に関する研究～現在に至るまでの整理と更なる創意工夫に向けて～」や令和6年10月に実施された民事事件担当裁判官等事務打合せの協議結果等を参考にしつつ、判決書の目的・機能を踏まえ、現状の判決書が抱える課題と克服策や、核心を捉えたコンパクトな判決書の具体的な在り方について、具体的かつ踏み込んだ検討・議論がなされることが有用と考えられます。

また、こうした審理運営改善に当たっては、事件処理に必要な知識やノウハウを縦にも横にも共有する仕組み（知の承継）が必要です。M365等のツールを活用することに加えて、合議の充実・活用等を含めた部の機能の活性化を図り、部や庁を越えた裁判官同士の意見交換の充実や成果の共有も進めていく必要があると考えられます。事件処理に必要な知識やノウハウを裁判官の間で承継、共有していくために、民事局は、行政局とともに、本年3月頃の完成を目指して引出集を作成しています。引出集は、上記の作成趣旨に照らして裁判官全員で作り上げていくものであり、裁判官の意見をお伺いしながら作成していくことを考えており、現在、[REDACTED]トップページに[REDACTED]を設置しております。

所長におかれましては、上記のとおり、審理運営上の手法の実践の結果や判決書の課題と克服策等についての意見交換や成果の共有が活発に行われますよう、後押しを行っていただけるようお願いいたします。

3 簡易裁判所の民事事件について

(1) 民事訴訟

簡易裁判所の民事訴訟は、国民の意識の変化等を背景に本人訴訟の審理運営が困難化していることに加え、弁護士保険の普及を背景に交通損害賠償訴訟などの弁護士関与事件も増加したため、審理運営は困難さを増しており、審理期間の長期化等も指摘されています。比較的軽微な事件を簡易・迅速に解決するという簡易裁判所本来の役割を十分に果たすためには、簡易裁判所の訴訟手続に関する特則の趣旨を生かした適切な審理を実現していく必要があることはもちろん、地方裁判所の審理及び判決に慣れた弁護士に対しても、簡易裁判所の在るべき審理運営を理解してもらうよう、各地で弁護士会への働き掛けを行うことが重要であると考えられます。

また、令和6年1月から運用が開始されたウェブ会議による手続については、確実に実施件数が増えています。今後も、積極的な活用を含め、地

【機密性 2】

裁におけるノウハウの蓄積を参考にしつつ、地裁とも連携しながら適切な運用を続けていく必要があります。各庁においては、簡易裁判所におけるデジタル化対応が円滑に行われるよう、目配りをお願いします。

(2) 民事調停

簡易裁判所の民事調停事件の新受件数は緩やかな減少傾向が続いている一方、社会経済情勢の変化を反映して、複雑・困難な事件や専門性が求められる事件が増加しています。民事調停は、公正かつ合理的な解決を図り得るだけでなく、手続の簡易迅速性、非公開性、費用の低廉性、傾聴と社会常識に基づく条理にかなった解決の可能性といった様々な利点を有しており、これらに対する利用者のニーズも大きいと考えられます。このため、調停主任と調停委員が充実した評議を実施し、多角的な観点からの検討を行い、単に法的観点を踏まえるだけでなく、利用者の幅広いニーズにも十分配慮した調停運営を行っていくことが重要です。

また、地方裁判所では、M 3 6 5 を利用したウェブ調停が実施されており、簡易裁判所では、Webex を利用したウェブ調停の運用が令和 6 年 5 月から 7 月までの間に開始されました。ウェブ調停の効果的な活用については、先行する家事調停における検討結果等を参考にしながら、当事者のニーズ等を踏まえた適切な運用を行っていく必要があります。

(3) 地方裁判所と簡易裁判所の連携と役割分担

簡易裁判所の各種課題に対応するためには、簡易裁判所による取組だけではなく、簡易裁判所と地方裁判所がその役割分担を踏まえつつ、密接な連携を図ることが重要です。地方裁判所においては簡易裁判所への関心が乏しくなりがちですが、地方裁判所の裁判官への十分な意識付けを行いつつ、地方裁判所と簡易裁判所との間で、具体的な課題の解決に向けて継続的に意見交換を行うなどし、地簡裁連携の取組をより実効性あるものとしていく必要があります。

4 倒産事件について

(1) 事務処理の合理化等

破産事件の新受件数は、令和 2 年以降、減少傾向にありましたが、令和 4 年から増加に転じ、特に法人破産についてみると、対前年比で大幅な増加傾向が続いており、今後も事件数の増加が続く可能性があります。また、個人再生事件については、新受件数は減少傾向にありましたが、近時は下げ止まりの傾向を見せていることに加え、申立てから開始決定までの期間が長期化している状況が続いている。こうした状況に加えて、今後、ウェブ会議による債権者集会等の期日の開催も可能となる改正法の施行が予定されている

【機密性2】

ことを踏まえ、手続の開始から終了までの事務処理全体について、デジタル化を念頭に置いた検討を進めながら、より一層の事務処理の合理化・効率化を図っていく必要があるものと考えられます。

また、個人破産等の申立件数の多い類型については、これまで各庁で異なる様式の申立書が用いられてきたところ、デジタル化を契機としてこれらの様式を標準化し、フォーマット入力方式を活用することができれば、当事者の利便性が向上するとともにデータの利活用が可能となります。このような観点から、これらの事件を専門的・集中的に担当している庁を中心に、申立書のフォーマット化も含めた事務の標準化について意見交換を行っており、今後も、事務の標準化のメリットを踏まえ、こうした取組を加速化していく必要があります。

(2) 管財人等の育成

破産管財人の選任率は高い水準を維持していますが、管財事件を適正・迅速に処理するためには、質の高い破産管財人候補者を継続的・安定的に確保する必要があります。昨今の法人破産事件の増加や若手弁護士の増加を踏まえると、若手の破産管財人の育成と管財人候補者の世代交代を進める必要があることはもとより、複雑・困難事件に対応できる管財人候補者を育成していくことも喫緊の課題であると考えられます。

加えて、通常再生事件に関与した経験のある弁護士が少なくなっており、裁判所としても、監督委員等の機関候補者の確保・育成を進めるとともに、円滑に事件処理できるようにノウハウの継承や運用改善を進めていくことも必要になります。

5 民事執行事件について

(1) 新たな制度への対応

令和元年改正民事執行法が順次施行され、令和3年5月1日に不動産に係る第三者からの情報取得手続が開始されたことに加え、令和4年4月からは債権執行事件の終了に関する新たな制度が開始されました。上記法改正により、財産開示事件の新受件数は大幅に増え、第三者からの情報取得手続の新受件数も相当数に上っていることから、これらの制度について引き続き円滑な運用を行えるよう留意する必要があります。

また、民法等の一部を改正する法律が、令和6年5月24日に公布されました。上記法改正により、養育費の支払を確保するための制度として、養育費債権に対する先取特権の付与、法定養育費制度の導入及び執行手続における債権者の負担軽減策（ワンストップ化）として養育費債権に基づく財産開示手続等の申立てがされた場合に債権差押えの申立てをしたものとみなす規定の新設等がされます。これらについては公布の日から2年を超えない範囲

【機密性 2】

内において政令で定める日から施行されますので、これらに対応するために、運用の在り方の検討等の準備を進めていく必要があります。

(2) 事務処理の合理化等

不動産執行事件、債権執行事件、財産開示事件、第三者からの情報取得事件及び執行官の取り扱う執行事件については概ね順調な事件処理が行われているところですが、事件数の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、より一層の事務処理の合理化・効率化を図っていくことが求められます。例えば、財産開示事件の新受件数は、近年増加傾向が継続しており、一部の庁では、期日指定方法の工夫などの取組が行われているところであり、執行分野においても、今後、ウェブ会議による期日の開催も可能となる改正法の施行が予定されていることも踏まえ、各庁の実情に合わせた合理化・効率化を進めることができます。デジタル化を契機とした事務処理の標準化については、執行事件を専門的・集中的に担当している庁を中心に、申立ての際の添付資料、標準的に認められる執行費用の範囲等の標準化に向けた検討が行われているところですが、今後も事務の標準化のメリットを踏まえ、こうした取組を加速していく必要があります。

(3) 執行官をめぐる状況

執行官をめぐっては、事件数の減少が手数料収入の減少にもつながり、任官希望者が減少するだけでなく、その給源にも変化（書記官からの任官希望者の減少）が見られます。これまで、過剰配置の解消に努め、課題は概ね解消する一方、執行官数が1人又は2人の庁が増加しています。今後は、60歳以上の執行官が全体の半数を超え、大量退職期が迫りくる中で、少人数下での効率的な事務処理態勢の確保、有為な人材の確保の方策が検討課題となっています。

こうした状況に対しては、少人数下での事務処理態勢の維持のため、非効率なてん補の見直し、各庁間の相互扶助態勢の確保、事務の合理化・標準化、知の承継等の課題について検討を行っており、各庁においても主体的な取組が必要です。また、定年引上げにより書記官からの任官希望者の更なる減少が懸念されるところ、人材を安定的に確保し、執行官がより長く勤務できる環境を整備するよう、各庁において内規を見直し、令和5年度から執行官の退職基準年齢が引き上げられています。

執行官は、庁舎外で執務を行うことが多いことから、その職務や服務に対する監督の目が届きにくく、監督の実効化も課題となっています。

執行官に対する監督の強化については、高等裁判所の関与のもとに、各庁において実効的な監督や査察の在り方について検討していただいており、また、執行官の研修や研究会において、服務や過誤防止を取り上げて注意喚起

【機密性 2】

を行うほか、令和 6 年度に査察のあり方の見直しを行った上で、引き続き各庁における指導・監督及び実効的な事務査察等を行う上で参考となる情報を提供していますが、執行官事務について、監督官側の理解が十分ではないと思われる事案も見られるため、引き続き留意が必要です。

今後も、少人数下での事務処理態勢を維持していくための方策の検討を更に進め、持続可能な執行官制度を実現していくとともに、各庁における指導・監督及び実効的な事務査察等のための有益な情報提供を行っていく予定です。

6 地方裁判所の行政事件及び国家賠償事件について

行政事件及び国家賠償事件については、近時、我が国の社会の在り方をめぐって様々な問題提起がなされ、国民の意見や価値観が多様化する中、いわゆる多庁係属型の政策形成訴訟や社会的注目を集める複雑困難訴訟が多数係属しており、中立的な立場で法的紛争を解決する裁判所に対する国民の関心と期待が高まっています。裁判所が当事者のみならず社会に対しても説得力ある適切な判断をするためには、事件の背景となる社会的問題や社会経済活動の実像を把握しつつ、合議の充実を図り、判断の質を一層高めていくことが求められます。

B 型肝炎訴訟は、地裁を第一審とする国家賠償事件の新受件数の多くを占めているところ、1 件当たりの原告数が複数に上るものが多いことを背景にして、審理期間が 2 年を超える長期未済事件が高水準で推移しています。個々の事件について審理が長期化している原因を適切に把握しつつ、事案に応じた適正迅速な解決に向けて積極的な審理を行っていく必要があり、そのためには事務処理上の工夫の集積や共有を図ることも有益です。

7 労働関係事件について

(1) 労働関係事件をめぐる動向と審理運営上の課題

労働関係事件については、社会経済情勢の変化、雇用形態の多様化、労働者の意識の変化等の様々な要因を背景として、その内容が複雑困難化しているところ、労働関係民事訴訟事件及び労働審判事件の令和 5 年の新受件数は、いずれも令和 4 年を上回り、依然として高水準で推移しています。今後も、経済社会活動が徐々に活発化する中での雇用情勢及び事件動向を注視することが必要です。

地方裁判所における労働関係民事訴訟事件については、平成 20 年以降、未済件数が高水準で推移しており、平均審理期間も長期化しています。労働審判事件についても、制度開始当初に比べて幅広い事案が申し立てられるようになっているなどの事情がうかがわれ、平成 30 年以降、平均審理期間が長期化する傾向にあります。

このような状況の中、労働関係事件を適正迅速に処理していくためには、

【機密性 2】

審理運営改善の取組を検討するにとどまらず、試行錯誤を繰り返しながら着実に実行に移していく必要があると考えられます。

(2) 労働審判員に対する研修の実施

労働審判手続の担い手である労働審判員については、その資質・能力の向上を図るために適切な研修が実施される必要があります。このような観点から、各庁において、毎年、新たに任命された労働審判員を対象とする「労働審判員研修会」及び全労働審判員を対象とする「労働審判員研究会」が開催されています。これらの実施内容等について、各庁の実情や労働審判員の要望等を踏まえた工夫がされているところであり、今後もこれらの充実化を図っていくことが重要であると考えられます。

(3) 労働審判事件取扱支部の拡大

労働審判事件は、全国の地裁本庁のほか、平成22年4月からは東京地裁立川支部及び福岡地裁小倉支部において、平成29年4月からは静岡地裁浜松支部、長野地裁松本支部及び広島地裁福山支部において取扱いが開始され、順調に運用されています。今後も、労働審判事件を支部で取り扱うかどうかについては、予想される労働審判事件数や本庁に移動するための所要時間等の利便性を基本としつつ、事務処理態勢、労働審判事件の運用状況及び労働審判員の安定的な確保等を含めた地域的事情を総合的に勘案して判断されることになります。

(4) 適切な解決機関及び解決手続の選択の促進

労働関係事件の適正迅速な解決のためには、当事者による適切な紛争解決機関及び解決手続の選択を促す必要があります。そのためには裁判所における各手続の特徴を受付窓口で教示する方法を地裁・簡裁間で協議したり、弁護士会や労働局との協議会等において各手続の特徴等について共通認識を持つ機会を設けたりすることが有益であると考えられます。

8 知的財産権関係事件について

(1) 知的財産権関係事件をめぐる動向

地方裁判所における知的財産権関係民事通常訴訟事件の新受件数は、概ね500件から600件程度で推移していますが、知財高裁における審決取消訴訟事件の新受件数は、令和元年以降100件台中盤で推移しています。

(2) 国際交流・情報発信

経済活動のグローバル化に伴う知財紛争の国際化に対応するため、裁判官の国際会議への出席や海外からの訪問者の受入れを行っています。こうした国際化の要請への取組の一環として、平成29年度から、裁判所が主体となり、法務省、特許庁などと共に、欧米やアジア諸国の裁判官等を招いて国際知財司法シンポジウムを開催しています。

【機密性2】

また、知財高裁ウェブサイトに英訳した知的財産関係訴訟の判決等を公表していますが、令和3年度からは、英訳した知的財産関係訴訟の裁判例の一部について、国連専門機関であるW I P O（世界知的所有権機関）が運用する知財に関する判例データベースにも掲載するなど、各種情報の発信を行っています。

目 次 【立法・法改正編】

※下線部分につき Ctrl キーを押しながらクリックするとリンク先が表示されます。

1 民事関係の法改正等 (民事訴訟手続等のデジタル化に関するものを除く。)

について

- (1) 所有者不明土地問題に関する動向
- (2) 区分所有法制の見直しに関する動向
- (3) 動産・債権等を目的とする担保法制の見直しに関する動向
- (4) 証拠収集法制等の見直しに関する動向
- (5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（いわゆる「配偶者暴力防止法」）の改正の動向
- (6) 家族法制の見直しに伴う民事執行法の改正の動向
- (7) 企業価値担保権の創設に関する動向

2 行政法関係の法改正について

3 労働法関係の法改正等について

【機密性2】

1 民事関係の法改正等（民事訴訟手続等のデジタル化に関するものを除く。）について

(1) 所有者不明土地問題に関する動向

所有者不明土地に関する一連の立法を締めくくる「民法等の一部を改正する法律」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が令和3年4月28日に公布されました。その主な改正項目等は、①相続登記の申請の義務化、住所等の変更登記の申請の義務化その他の不動産登記法の見直し、②土地所有権を国庫に帰属させる制度の創設、③長期間経過後の遺産分割における相続分の見直し、④共有制度の見直し、⑤財産管理制度の見直し、⑥相隣関係規定の見直し等であり、民事非訟事件として、所在等不明共有者がいる場合の共有物の変更・管理に関する事項の決定方法の特則、共有物の管理に係る事項に賛否を明らかにしない共有者がいる場合の共有物の管理に関する事項の決定方法の特則、所在等不明共有者の持分の取得・第三者への譲渡権限の付与、所有者不明土地・建物管理制度、管理不全土地・建物管理制度の手続が設けられました。上記各法律について、①のうち相続登記の申請の義務化等の規定は令和6年4月1日、②は令和5年4月27日、③から⑥までは令和5年4月1日から施行されており、上記の新たな民事非訟事件を対象とする「共有に関する非訟事件及び土地等の管理に関する非訟事件に関する手続規則」も同日から施行されています。

(2) 区分所有法制の見直しに関する動向

老朽化した区分所有建物の増加等の近年の社会情勢に鑑み、区分所有建物の管理の円滑化及び建替えの実施を始めとする区分所有建物の再生の円滑化を図るとともに、今後想定される大規模な災害に備え、大規模な災害により重大な被害を受けた区分所有建物の再生の円滑化を図る等の観点から、令和4年9月に開催された法制審議会総会において、区分所有法制の見直しが諮問、区分所有法制部会において調査審議が行われ、令和6年2月15日に開催された法制審議会総会において、「区分所有法制の見直しに関する要綱」が採択されました。

(3) 動産・債権等を目的とする担保法制の見直しに関する動向

動産や債権等を担保の目的として行う資金調達の利用の拡大など、不動産以外の財産を担保の目的とする取引の実情等に鑑み、その法律関係の明確化や安定性の確保等の観点から、令和3年2月に開催された法制審議会総会において担保に関する法制の見直しが諮問され、担保法制部会において調査審議が行われています。

(4) 証拠収集法制等の見直しに関する動向

証拠収集法制等の見直しに関しては、公益社団法人商事法務研究会に設置

【機密性 2】

された「証拠収集手続の拡充等を中心とした民事訴訟法制の見直しのための研究会」において、文書等に関する早期開示制度の導入や文書提出命令の見直しが検討されています。

(5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（いわゆる「配偶者暴力防止法」）の改正の動向

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が令和5年5月19日に公布され、令和6年4月1日から施行されています。

同法律は、①接近禁止命令の申立てをすることができる被害者について、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた者に加えて、自由、名誉又は財産に対する加害の告知による脅迫を受けた者を追加するほか、②接近禁止命令・電話等禁止命令の期間につき6か月間から1年間への伸長、③電話等禁止命令の対象行為の追加（位置情報の無承諾取得等）、④子への電話等禁止命令の創設、⑤子への接近禁止命令・電話等禁止命令につき新たな取消制度の創設、⑥退去等命令の一部につき期間の伸長等を内容としており、被害者保護の拡充を図るものとなっています。

上記の法改正に対応して、配偶者暴力等に関する保護命令手続規則の一部を改正する規則が制定され、令和6年4月1日に施行されています。

(6) 家族法制の見直しに伴う民事執行法の改正の動向

民法等の一部を改正する法律が、令和6年5月24日に公布されました。

主な改正事項は、養育費の支払を確保するための制度として、養育費債権に対する先取特権の付与、法定養育費制度の導入及び執行手続における債権者の負担軽減策（ワンストップ化）として養育費債権に基づく財産開示手続等の申立てがされた場合に債権差押えの申立てをしたものとみなす規定の新設等で、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。

(7) 企業価値担保権の創設に関する動向

事業性融資推進等に関する法律が、令和6年6月14日に公布されました。この法律は、事業者の資金調達を円滑化するため、無形資産を含む事業全体を担保とする制度（企業価値担保権）を創設すること等を内容とするものであり、公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。

2 行政法関係の法改正について

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律が、令和5年6月23日に公布されました。同法では、押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の

【機密性2】

消去等決定（行政処分）の取消訴訟等について、撮影対象者等の住所、氏名等の秘匿等に係る規定や対象電磁的記録等につき証拠の申出があつた場合の閲覧等の制限に係る規定が設けられており、これらの規定は、令和6年6月20日から施行されています。

上記の規定に対応して、性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律による消去等の手続等に関する規則が制定され、同日から施行されています。

3 労働法関係の法改正等について

平成30年6月から、厚生労働省において「解雇無効時の金銭救済制度に係る法技術的論点に関する検討会」が開催されていましたが、令和4年4月に検討会の報告書が取りまとめられました。現在、同制度は同省の労働政策審議会労働条件分科会において、調査審議されています。